

制定：平26.12.01
改正：平27.08.01
改正：平28.08.01
改正：平29.04.01
改正：令04.10.18
改正：令08.04.01

学校法人香川栄養学園コンプライアンス委員会規程

(目的)

第1条 この規程は学校法人香川栄養学園（以下「学園」という。）におけるコンプライアンスの方針、体制、運営等を定め、教職員が学園の社会的責任を深く自覚し、適法かつ適正に業務を遂行することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程においてコンプライアンスとは、学園の役員、教職員、契約を有する職員、派遣労働者が業務遂行に際して関連法令、学園の寄附行為、諸規程等を遵守することをいう。

(管理体制)

第3条 学園はコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンス違反の未然防止及び発生時の適切な対応を図るため、コンプライアンス委員会を設置する。

(教職員の責務)

第4条 学園の教職員はコンプライアンスの重要性を深く認識し、別に定める行動規範、研究者行動規範並びに関連法令等を遵守し教育研究の適正な推進に努めなければならない。

(コンプライアンス推進者)

第5条 学園設置校の大学院研究科長、栄養学部長、短期大学部長、専門学校部長及び「学校法人香川栄養学園事務組織分掌規程」に定める組織の長をコンプライアンス推進者とする。
2 コンプライアンス推進者は、自己の所属組織において、コンプライアンスの遵守が図られるよう努めなければならない。

(委員会)

第6条 学園におけるコンプライアンスの維持を図るためコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。ただし、ハラスメントに関する事項については別に委員会をおく。
2 委員は、対象となる事案に応じて、次に掲げる者の中から、学園理事長が任命する。

- (1) 常務理事
- (2) 学内理事
- (3) 大学・短期大学部副学長
- (4) 大学院研究科長
- (5) 栄養学部長
- (6) 短期大学部長
- (7) 専門学校部長
- (8) 総務部長

- 3 前項の委員の他、対象となる事案に応じた委員又は、機関・告発者・被告発者と利害関係のない外部有識者（弁護士、公認会計士等）を委員に加えることができる。
- 4 委員に任命された者は業務上知りえた情報を他の者に漏らしてはならない。また、委員を辞職後も同様とする。
- 5 委員に任命された者及び事務局は、利益相反関係にある委員会の委員を辞任することができる。
- 6 委員会の事務局は総務部総務課とする。ただし、研究活動や公的研究費の使用等に関する事案の場合は、学長室研究支援課がこれを補佐する。

（委員長）

- 第7条 委員長は第6条第2項第1号の者とし、委員会を代表し、その事務を統括する。
- 2 副委員長の選出は、委員長が委員の中から指名する。
 - 3 委員長に事故その他やむを得ない事由があるときは、副委員長がその職務を代行する。

（委員会の役割）

第8条 委員会は学園のコンプライアンスに関して以下の役割を負う。

- （1）コンプライアンスに関する取組みの推進
- （2）コンプライアンスに関する研修についての計画
- （3）コンプライアンス違反の疑いが発生した場合の調査委員会の設置
- （4）「研究活動及び公的研究費の使用に関する規程」及び「公的研究費の管理・監査に関する規則」に定める事項への対応

（調査委員会）

- 第9条 委員会は、コンプライアンス違反に係る事案について、調査が必要と判断した場合には、事実関係を適切に調査するため、必要に応じて調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置することができる。
- 2 調査委員会の委員は、次に掲げる者の中から、コンプライアンス委員会が選任する。なお、委員の人数は6人以内とする。
 - （1）学内理事
 - （2）役職教員（大学副学長、短期大学部副学長、大学院研究科長、栄養学部長、短期大学部長、専門学校部長、学科長等）
 - （3）事務系管理職（部長等）
 - 3 調査委員会は、利害関係のない外部有識者（弁護士、公認会計士等）または専門的知見を有する者を、事案に応じて追加することができる。
 - 4 調査委員会の委員長は、調査委員会の委員の中から互選により選任する。
 - 5 調査委員会は、関係者への聴聞、資料の収集・確認、事実認定等、調査に必要な行為を行うものとする。
 - 6 調査委員会は、調査結果及び再発防止策を委員会に報告し、委員会はその内容を理事長に報告する。

（公開）

第10条 委員会は、調査結果及び再発防止策について、学園の適正な運営に資するため、その範

囲を定めたいえで必要に応じて公開することができる。

- 2 公開に当たっては、個人情報の保護、関係者の名誉又は権利利益の不当な侵害が生じないように配慮し、必要に応じて内容を匿名化する。
- 3 重大なコンプライアンス違反事案については、理事会に報告するとともに、再発防止策を学内に周知する。

(専門部会)

第11条 委員会のもとに必要な専門部会を設置し、コンプライアンス事項に対応する。

- 2 専門部会のメンバーについては、委員会で審議し決定する。

(通報)

第12条 コンプライアンス違反の通報があった場合は、「不正通報に関する規程」に基づき対応を行う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃については、第6条第2項に定める委員の意見を徴し、常任理事会の決議を経て行う。

附則：この規程は平成26年12月1日より施行する。

附則：この規程は平成27年8月1日より施行する。

附則：この規程は平成28年8月1日より施行する。

附則：この規程は平成29年4月1日より施行する。

附則：この規程は令和4年10月18日より施行する。

附則：この規程は令和8年4月1日より施行する。